

谷山駅周辺地区 第25号 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課
〒891-0141
鹿児島市谷山中央5丁目26番7号

連絡先	谷山駅周辺地区係	Tel.099-269-8435 (直通)
	補償係	Tel.099-269-8437 (直通)
	工事係	Tel.099-269-2141 (直通)
	谷山第二地区係	Tel.099-269-8436 (直通)
	F A X	099-268-2602

現在の谷山駅周辺地区



谷山駅周辺地区航空写真 (平成29年5月撮影)



新しい住宅の建築が進んでいます。



南清見諏訪線などの工事を進めています。



国道225号の整備を進めています。

- ・進捗率 …約72%
(※事業費ベース)
- ・仮換地指定率 …約93%
(※平成29年6月1日時点)
- ・建物移転率 …約89%
(※繰越予算を含む。)

平成28年度末の進捗状況

初夏の頃、皆様いかがお過ごしでしょうか。さて、平成28年度も皆様のご理解とご協力をいただきながら、仮換地に関する協議や、建物移転に関する協議を進めることができました。仮換地指定率は約93%となり、整備完了箇所から順次、仮換地をお返しし、仮換地への新しい住宅の建築も進んでおります。仮換地をお返しできないところにつきましても、仮換地をできる限り早くお返しできるように努めてまいります。

工事については、幹線道路「南清見諏訪線」、その周囲の区画道路、宅地整地の工事を随時進めてまいりました。また、国道225号につきましては、平成28年度に区域の南側から整備を進めており、平成29年度中に工事完了する予定になっております。

また、谷山駅付近の高架下の一部には、今年度、駐輪場を整備する予定となっております。

今年度も、建物移転等の協議を進めるとともに、道路工事などをおこない、電気、水道などのライフラインの整備を進めてまいります。周囲の方々には大変ご迷惑をおかけしますが、事業の早期完了に向け、より一層、努力してまいりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。



仮換地指定の状況について

裏面もご覧ください

鹿児島市では、明治維新(1868年)から150年を迎える2018年(平成30年)までの期間、カウントダウンをしながら、その年ごとに、近代日本の礎を築いた鹿児島に関わりが深い出来事を題材にイベントをおこなってまいります。“維新のふるさと鹿児島市”の取組みに、ご期待ください。



平成29年度の事業概要

平成29年度予算では、左図の着色した部分について、整備工事をおこなう予定です。
 (現時点での計画であり、工事箇所等は変更になる可能性があります。)



建物滅失登記の手続きについて

登記されている建物を解体したら、管轄の法務局に『建物滅失登記』を行わなければなりません。(不動産登記法第57条)

登記申請書には、取り壊した建物の登記内容等の記入の他、建物を解体した業者が発行する、取り壊し証明書の添付及び、解体業者の印鑑証明書・資格証明書等の添付(会社法人等番号の記載により添付書類の省略あり)が必要です。

手続きを土地家屋調査士等へ依頼する場合は、前述の他に委任状・依頼人の印鑑証明書が必要となります。

なお、登記名義人の住所が変更となっている場合や、登記名義人以外の者が申請する場合は、別途提出書類が必要となります。詳しくは、鹿児島地方法務局登記相談窓口(要予約)へお尋ねください。

事業用地への立入禁止について

建物解体後の土地については、仮換地としてお返しするまでの間、事業用地として市が管理いたします。

整備が完了するまでは、作業を行っていない休日等に関しましては、危険ですので立ち入ることがないようお願いいたします。



施行地区内での建築物の建築等について

谷山駅周辺地区土地区画整理事業施行地区内におきまして、次のような行為を行う場合は、土地区画整理法第76条の規定により、事前に鹿児島市の許可を受ける必要があります。

- 住宅等の建物や工作物の新築、改築または増築を行う場合
- 土地の区画形質の変更(盛土や掘削等)を行う場合
- 容易に移動できない物の設置等を行う場合

許可申請に必要な書類につきましては、谷山駅周辺地区係(Tel.099-269-8435)までお問い合わせください。

電柱の設置位置について

電柱につきましては、宅地への出入りの邪魔にならないように、九州電力・N.T.T.の事業者が設置しますが、その設置位置について、各事業者から皆様方に、協力依頼がある場合がございます。

その際には、皆様の生活に欠かせない重要なライフラインとなりますので、電柱の設置へのご理解、ご協力をお願いいたします。



仮換地の売買について

土地区画整理事業施行地区内の土地の売買については、特に制限はありませんが、鹿児島市有地(小宅地対策用地・換地操作用地)を購入する旨の申請をしている方は、仮換地を購入される方にこの申請を引き継いでいただく必要があります。仮換地の売買にあたっては、そのことを購入される方によく理解していただき承してもらった必要があります。また、所有者が変わった場合は届出が必要になりますので、谷山駅周辺地区係にご連絡ください。



皆さまへのお願い

次のような時には谷山都市整備課まで『届出』が必要になります。

- 届出
 - 登記名義人が変わったとき
(変更後の登記簿謄本の写しをご準備ください)
 - 住所を変更したとき
 - 代理人を定めたとき
 - 借地権の申告をするとき
(他人名義の土地に建物などを所有する人)